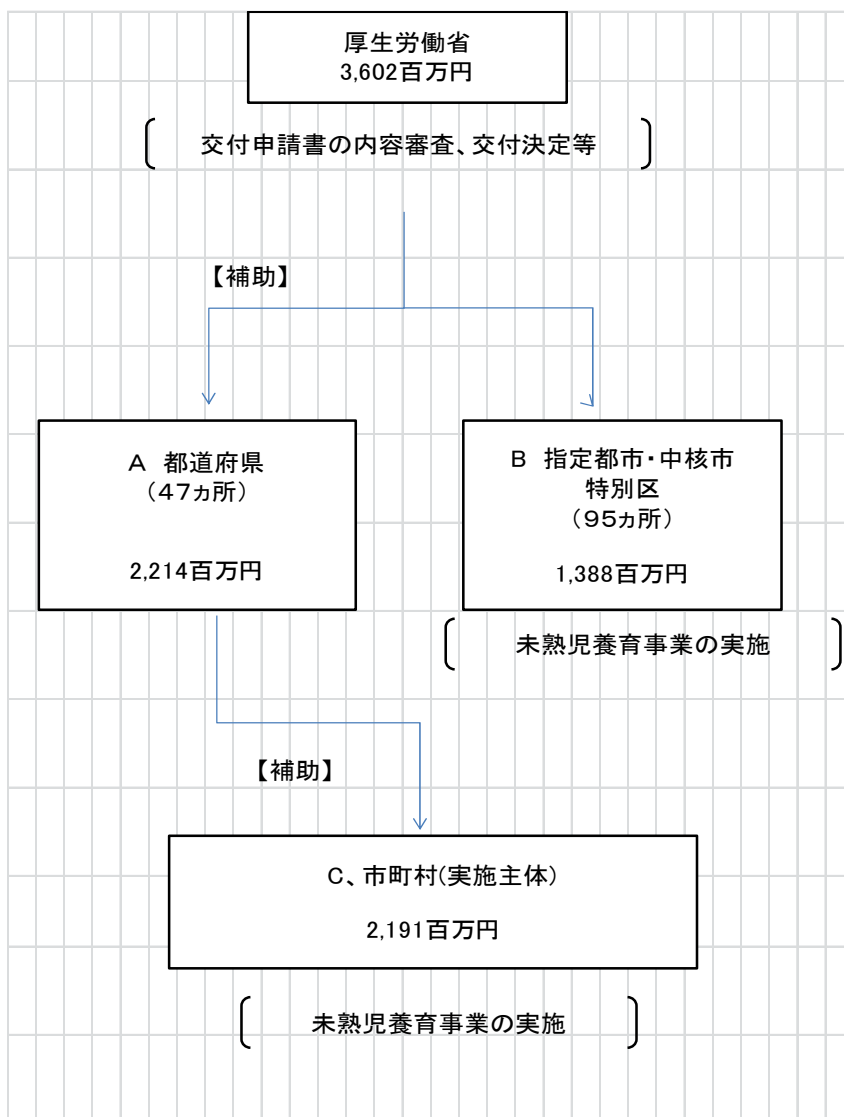


平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	未熟児養育費負担金			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局			作成責任者	
事業開始年度	昭和33年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	母子保健課			一瀬 篤	
会計区分	一般会計			政策・施策名	VI-5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	母子保健法第20条、第21条の3			関係する計画、 通知等	・未熟児養育事業の実施について(厚生省児童家庭局長通知 昭和62年7月31日付け児発第668号) ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(厚生労働事務次官通知 平成26年5月26日付け厚生労働省発雇児0526第3号) ・少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)				
主要政策・施策	高齢社会対策、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	養育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助することにより、乳児の健康の保持増進を図ることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	○対象者:身体が発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものであり、医師が入院養育を必要と認めたもの ○給付内容:未熟児の養育医療にかかる自己負担の一部を補助 ○実施主体:市区町村 ○補助率:1/2								
実施方法	負担								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	3,385	3,469	3,602	3,699	3,746		
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計		3,385	3,469	3,602	3,699	3,746		
	執行額		3,384	3,109	3,597				
	執行率(%)		100%	90%	100%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	
定量的な 成果目標 の設定が 困難な 場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績					
	養育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助する事業であり、一定の件数、人数等を、定量的な目標値として示すことはできない。			少子化社会対策の観点から社会保障を充実させること。 平成2~26年度の達成状況としては、乳児の健康の保持増進に資するための事業として、必要経費を過不足なく支給することができている。					
	代替目標		代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度
事業の妥当性 を検証する ための代替 的な達成 目標及び 実績	未熟児に対し必要な医療を 確実に給付すること。		給付人数	実績	人	69,411	70,497	精査中	
				目標値	-	71,089	70,494	68,501	71,054
				達成度	%	-	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
				活動実績	件	69,411	70,497	精査中	
	実施件数			当初見込み	件	71,089	70,494	68,501	71,054
単位当たり コスト	算出根拠				単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	執行額/実施件数			単位当たり コスト	千円	48	44	53	53
				計算式	X/Y	3,384,483/69,411	3,109,434/70,494	3,601,510/68,501	3,698,863/71,054
平成 27・ 28 年度 予算 内 (単位: 百万円)	費目		27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	未熟児養育費負担金		3,699	3,746	単価の増				
	計		3,699	3,746					

事業所管部局による点検・改善						
		項 目	評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	少子化が社会に与える影響を最小限にとどめるため、身体 の発達が未熟である児童でも、健康な児童と同様に健や かな成育が望まれる。当該事業は、少子化のなかでも国 民生活や社会全体をよりよい環境に整備していくという ニーズを反映する手段のひとつとして実施している。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	未熟児については、母子保健法20条にて、その養育に必 要な医療に要する費用を支給することができる旨の規定が 示され、同21条の3にて国庫にて費用の負担を行う旨の 規定が示されている。これは国による補助を義務とする根 拠であり、地方自治体や民間等に委ねることはできない。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い 事業か。		○	未熟児に対して補助を行うことで、児童等への健全な育成 の強化が図られている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	受益者である未熟児の養育にあたっては、その児童の属 する世帯の所得に応じた費用負担をお願いしているところ であり、妥当である。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	医療費等に関するコストについては疾患やその他病状等 によりかかる費用が異り、正確なコストの妥当性について の判断は困難であるが、実施主体や関係する医療機関に おいて、適切な医療の実施の提供が行われていることから、 算出した単位あたりコストの水準は妥当であるものと考え られる。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、未熟児への医療費の補助に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	—		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	現在も、実施主体や関係する医療機関において、該当児 童に必要な相当分の医療の実施の提供が行われていること であり、引き続き適正な実施に努めたい。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	社会保障の充実の一形態として、対象児童に過不足なく養 育の給付を行うことができた。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的 あるいは低コストで実施できているか。		-	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	医療費に関する事業については、これまでのトレンドに反し て患者数等が極端な増減を示す等、状況は変化することは 考えづらいことから前年の実績を基本としつつ、さまざま 要素を勘案して翌年度の見込みを算定していることから、 活動実績は見込みに見合ったものであると考えている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	未熟児に対し、養育の給付体制を整備することで、対象児 童の健全な育成に十分に寄与している。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役 割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-	—		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	—	—	—			
	—	—	—			
点検・改善結果	点検結果	母子保健法により身体が発育が未熟なまま生まれた未熟児に対する医療の給付を行う事業であり、平成24年度69,411件、平成25年度70,497 件の実績があり、一定のニーズがある。				
	改善の 方向性	未熟児に対する医療のニーズは実績のとおりあり、未熟児に対する医療費の支給を滞りなく実施していく。				
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。（長崎）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	点検結果も妥当であり、養育の困難な未熟児に対し必要な医療の給付に要する経費を補助する事業であることから、引き続き必要な予算額を確 保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	引き続き、必要な予算額を確保し、適切な執行に努める。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	407	平成23年度	366	平成24年度	314	
平成25年度	678	平成26年度	680			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.埼玉県			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	養育医療の給付。	170			
計		170	計		0
B.横浜市			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	養育医療の給付。	106			
計		106	計		0
C.石巻市			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	養育医療の給付。	19			
計		19	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	埼玉県	養育医療の給付。	170	－	－
2	愛知県	同上	146	－	－
3	千葉県	同上	146	－	－
4	大阪府	同上	129	－	－
5	福岡県	同上	114	－	－
6	沖縄県	同上	90	－	－
7	兵庫県	同上	76	－	－
8	神奈川県	同上	76	－	－
9	東京都	同上	75	－	－
10	静岡県	同上	71	－	－

B

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	養育医療の給付。	106	－	－
2	大阪市	同上	97	－	－
3	札幌市	同上	95	－	－
4	堺市	同上	79	－	－
5	名古屋市	同上	72	－	－
6	川崎市	同上	49	－	－
7	鹿児島市	同上	38	－	－
8	岡山市	同上	36	－	－
9	倉敷市	同上	34	－	－
10	高知市	同上	34	－	－

C

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	石巻市	養育医療の給付。	19	－	－
2	川口市	同上	19	－	－
3	松戸市	同上	16	－	－
4	河内長野市	同上	14	－	－
5	富士市	同上	12	－	－
6	霧島市	同上	12	－	－
7	瀬戸市	同上	12	－	－
8	うるま市	同上	11	－	－
9	座間市	同上	10	－	－
10	加古川市	同上	9	－	－